

第7回 岩滝フォトコンテスト 応募122点

広報いわたき



●発行者●

岩滝まちづくり
協議会

TEL 77-9877

FAX 77-9409

メール

iwataki@hidataka

yama.ne.jp

最優秀賞

一般の部「滝町の夕焼け」面家裕己



優秀賞 地域住民の部

「ばあばいい天気だね」 取替昇一

陽が沈むチャタ
暮れに家族と
夕焼けは、夕
さんの「滝町
ました面家裕
優秀賞となら
一般の部で最
る作品です。
願いが感じら
てほしいという
前のように直
ながら、早く
ように取り込
すもよくわか
工事現場のよ
前のように直
てほしいとい
願いが感じら
る作品です。



優秀賞

小学生の部

「たな田ではたらくらフテレークレーンと油圧ショベル」 服部颯太郎（小4）

講評

122点の3部門で

応募がありましたことは関係役員の皆様の熱意と、ご努力の賜と考えております。

特に地域住民の部では、フォトコンテストが地域に根付き、住民の方が写真を通して岩滝地区を再発見する写真が多くみられ、次第に「岩滝の文化」になりつつあるのではないかと思います。

小学生の部で優秀賞となりました服部風太郎さんの作品は、大好きな「はたらくるま」を大きく中央に入れて、棚田復旧



全作品をエブリ東山店に展示させていただきました。18日(日)午後3時までです。

又を上手くとらえ、雲も入れながら遠くの間山に沈む太陽と夕焼けを美しく表現した良い写真です。

地域住民の部で、優秀賞の取替昇一さんの作品は、岩滝地区の農村風景の中をお孫さんとのんびり散歩する日常の風景を切り取った写真で、ほのぼのとした温かさが感じられる作品です。

審査員5名にて厳正に審査させていただきますましたが、どの作品も素晴らしく、賞を決定させていたくまでに時間を要しました。応募してくださった皆様ありがとうございました。

審査委員長 石澤憲治



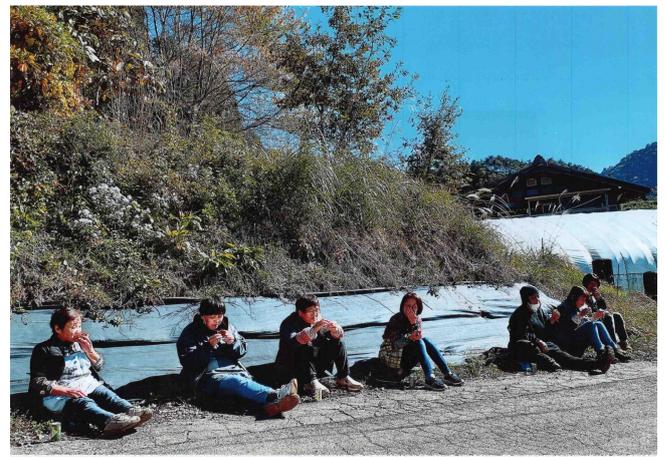
まち協会長賞 小学生の部
「スバラシイ 笠ヶ岳」 新田洋平



審査委員長賞 小学生の部
「じいちゃんの作ってくれた灯籠」 新田哲也



まち協会長賞 地域住民の部「桃源郷」大澤美和



審査委員長賞 地域住民の部
「ひなたぼっこでひと休み」 西垣内春江



まち協会長賞
一般の部 「春爛漫」 小林有紀

審査委員長賞
「ちゃんとかまっとれよ」ニ又均
一般の部



まち協花壇が高山市の金賞を受賞！



一般の部
金賞

賞状

岩滝まちづくり協議会 様
あなたは令和四年度
フラワーコンクールにおいて
頭書の成績を収められましたので
これを賞します

令和四年十一月二十八日

高山市民会堂推進協議会

会長 中村健史

花いっぱい企画推進委員会

委員長 一本木 國昭



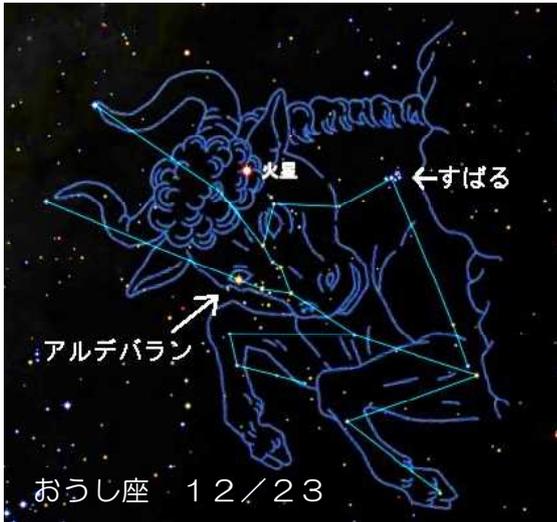
H30年度 銅賞
R元年度 銅賞
R3年度 銀賞
ときて、
今年度、やっと金
賞を頂きました。

※R2年度は豪雨災害で
谷が崩落して被害を受け
ました。



8 / 1 3
撮 影

冬の星空観察会の御案内



皆既月食の観察も加えると、これまで6回の星空観察会を行いました。毎回小中学生親子の方をはじめ多くの方に参加していただきありがとうございます。

いよいよ冬となって大変寒いのですが、空気が澄んで美しい夜空の時期となりました。

冬の夜空は1等星が多く、さらに木星・火星・プレアデス星団・オリオン大星雲などが観察できます。

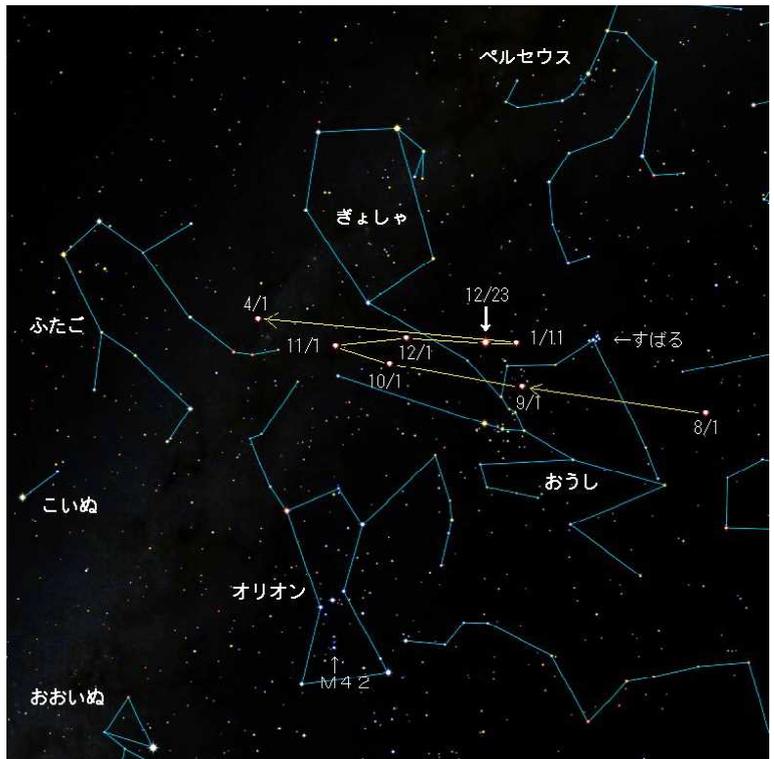
とくに、外惑星の順行と逆行を火星の動きで観察することができます。

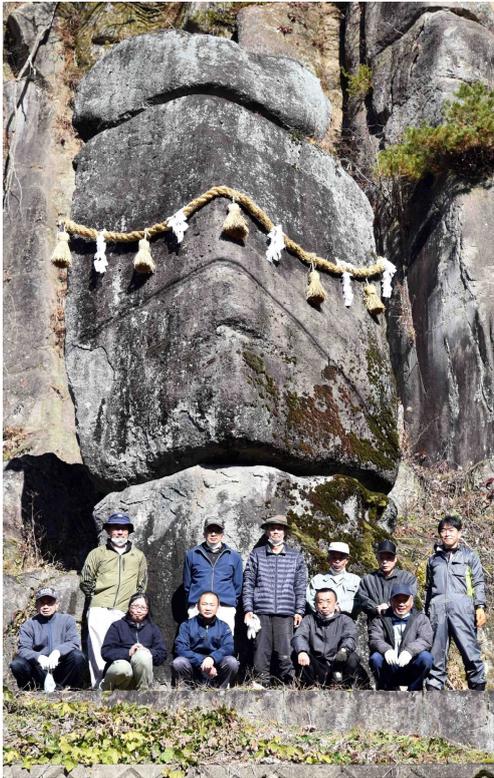
火星は左図のようにおうし座の頭のあたりにありますが、8月1日には下図の位置にあり、左のほうへ少しずつ移動（順行）してきました。

ところが、11月1日を境に右へ移動（逆行）し始めて、今はおうし座の頭にあります。今後、さらに右へ逆行が続き、1月1日を境に左へ順行するようになります。毎晩火星を見てみるとわかるはず。ためしに観察してみましょう。

さて、星空観察会は岩滝小で下記のように実施します。天気が悪いときは体育館で画像を見てください。

第6回	冬の星座と、木星・火星 12月23日（金） 18:30～20:00
第7回	冬の星座と、火星・星団 2月20日（月） 18:30～20:00





今年も桶岩に新しいしめ縄を飾りました



高山市から野焼きについて連絡がありました。

ごみの焼却(野焼き)は法律で禁止されています

ごみの野外焼却(野焼き)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

違反すると、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金。

焼いてはいけないもの

- 農業で使うビニールマルチ
- 封筒、雑紙、新聞、段ボールなどの紙ごみ
- その他家庭や事業所から出るごみ全般

例外として以下の行為は認められています

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの
(例：河川敷の草木の焼却処理)
- 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの(例：火災予防訓練)
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要なもの(例：どんど焼き、寺社での供養)
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの(例：稲わらや伐採した枝の焼却)
- たき火、その他日常生活を営む上で通常行われるもので、軽微なもの
(例：キャンプファイヤー、落ち葉焚き)

以下のことに注意

- 事前に消防署に届け出ること(高山消防署：0577-32-0119)
(届け出を怠った場合、通報があると消防車や警察が駆け付け、大事になってしまいます)
- 消火器などの消化用具を準備し、その場から離れないこと
- 近隣の方の迷惑にならないようにすること
(家に煙が入ってくる、洗濯物に煙の臭いがついてしまうなどのトラブルが多くあります)

